

2026年3月23日

エコマーク商品類型 No.154「太陽熱利用システム Version1.4」認定基準の部分的な改定について

公益財団法人 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の経緯、概要

2026年2月3日に変更閣議決定されたグリーン購入法の基本方針の改定では、太陽熱利用システムにおいて、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が追加され、備考にて、基準値1は、基準値1(JIS A 4112「太陽集熱器」5.1.2 集熱器の等級における「高性能品」)の内容に加え、「エコマーク認定基準を満たすこと又は同等のものであること」が追記されたため、グリーン購入法の基準値1との整合を図る改定を行う。なお、集熱性能として、表1の集熱量を規定していたが、参照していたJIS A 4111「太陽熱温水器」が2021年に改定され、集熱効率(40%以上)に変更されたため、合わせて改定する。

2. 改定箇所 (変更箇所: 赤字下線部分)

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(1) システムは、表1に示す太陽熱温水器(集熱部)または表2に示す集熱器のいずれかを有し、該当する機器の集熱性能を満たしていること。

表1 太陽熱温水器(集熱部)に係る集熱量の基準

主構成機器	集熱量[kJ/m ² ・日] 集熱効率
太陽熱温水器(集熱部)	8,374 以上 40%以上

備考)試験方法は、JIS A 4111:~~2011~~ 9.1 集熱性能試験による

表2 集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱器の区分		日集熱効率	
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体		
液体	平板形透過体付き	64 0%以上	
	真空ガラス管形	54 0%以上	
空気	平板形	透過体付き	43 0%以上
		透過体なし	10%以上
太陽光発電機能付き	—	—	10%以上

備考)試験方法は、JIS A 4112 10.1 集熱性能試験による

(2) システムは、表3に示す主構成機器のいずれかを有し、該当する機器の保温性能を満たしていること。



ただし、空気集熱式システムにあつては、蓄熱槽を有さずに建物(コンクリート等)へ直に蓄熱、暖房を行う場合は、十分な保温性能が確保されるよう、建物に蓄える熱量やシステムを利用した際の室内の温熱環境を予め個別に予測するシミュレーションを行っているものであること。

表 3 保温性能

主構成機器	熱損失係数[W/K]	試験方法
太陽熱温水器 (貯湯部)	5.81 以下	JIS A 4111: 2011 9.52 保温性能試験
蓄熱槽	3.5V+5.81 以下 V:蓄熱槽容量[m ³]	JIS A 4113: 2011 9.2 保温性能試験

- (3) 太陽熱のより効果的な利用が図られるよう、システムは標準仕様またはオプション仕様により、以下の必須項目 a.~c.の該当する全ての項目と、選択項目 d.~h.のうち 1 つ以上の項目に適合すること。

【必須項目】

- a. 補助熱源を内蔵しない給湯用システムの場合、既設の補助熱源(給湯機器)への接続方法(ソーラー対応の給湯機器、別途必要な機器、配管等)を明示していること。
- b. 補助熱源を内蔵する給湯用システムの場合、補助熱源よりも太陽熱利用を優先した給湯ができる機能を有すること。具体的には、ガス給湯器および石油給湯器の場合は、補助熱源を稼働させずに太陽熱で加熱された熱量のみで給湯できる機能を有すること。ヒートポンプ式電気給湯器の場合は、翌日の天候に応じてヒートポンプでの沸き上げ量を自動または手動により少なく出来る機能を有すること。
- c. 補助熱源を内蔵する給湯用システムの場合、補助熱源が潜熱回収型温水器またはヒートポンプ式電気給湯器であるか、あるいは「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第 6 条に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」における「温水器等」の判断の基準に相当するエネルギー消費効率であること。

【選択項目】

- d. 集熱器の集熱性能が、4-1.(1)表 2 に規定する集熱性能よりも高いこと。具体的には、表 4 に示す集熱器を有し、該当する機器の日集熱効率を満たしていること。

表 4 集熱器に係る日集熱効率の基準

集熱器の区分		日集熱効率
集熱媒体・機能	集熱器の形状・透過体	
液体	平板形透過体付き	60%以上
	真空ガラス管形	50%以上
空気	平板形 透過体付き	40%以上

(備考)試験方法は、JIS A 4112:2020 10.1 集熱性能試験による

- d. システムのリアルタイムの集熱状況、累積 CO₂ 削減量等の太陽熱利用による環境効果を、使用者に対してモニタ等によってみえる化を図っていること。



- e.システムの集熱、および強制循環式の集熱媒体の循環に電力を使用しないか、または自然エネルギー(太陽電池等)により集熱運転ができること。
- f.主構成機器本体の待機時消費電力が、2W 以下であること。
- g.浴槽の残り湯の熱を回収し、蓄熱槽での加熱に利用する機能を有すること。
- h.空気集熱式の暖房システムであって、夏季等の暖房が不要の季節にも太陽熱を利用できる設備(給湯等)を有すること。

3.改定日:2026年4月1日